

福岡県北九州市「宿泊税」の新設

福岡県北九州市から協議があった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

新設される北九州市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	福岡県北九州市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業）を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業（特区民泊）を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設
税収の用途	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
課税標準	北九州市内の宿泊施設における宿泊数
納税義務者	北九州市内の宿泊施設における宿泊者
税率	1人1泊につき150円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（初年度）約2.7億円 （平年度）約3億円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（初年度）約21百万円 （平年度）約20百万円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年ごと）を目途に見直し規定あり

令和元年 9 月 13 日 北九州市議会にて条例案可決

同 年 10 月 4 日 総務大臣協議

同 年 11 月 15 日 総務大臣同意

（令和2年 4 月 1 日 条例施行予定）